

専門科目

事業損失

令和6年度補償業務管理士検定試験問題

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

試験開始時刻前に、開いてはいけません。

(注意) この試験問題の解答は、電子計算機で処理しますので、以下の解答作成要領をよく読んで、別紙の解答用紙に記入してください。

解答作成要領

1. 配布される書類

配布される書類は、「試験問題（この印刷物）1部」及び「解答用紙1枚」です。もし、配布に間違いがあったら、すぐ手をあげて、係員に知らせてください。

2. 試験問題

(1) 試験問題は、表紙も含めて21頁（問題数は、40問）を1部につづったものです。試験開始後、試験問題を開いて、紙数が足りないもの、印刷がはっきりしないもの等があったら、手をあげて、係員に知らせてください。

(2) 試験問題は、試験開始後、退室が可能となる時間帯に退室される方と、試験終了まで試験室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。

3. 解答作成の時間

15時から17時までの2時間です。終了時間がきたら解答をやめ、係員の指示に従ってください。

4. 解答用紙の記入方法

(1) 解答は、この問題には記入せず、必ず別紙の解答用紙（1枚）に記入してください。

(2) 解答用紙には、受験地（該当する（例） 甲野太郎が受験番号10137の場合



受験地名のマーク欄の 印を黒く塗り潰してください。)、氏名、受験番号〔5桁〕（算用数字で縦に記入し、該当数字の も黒く塗り潰してください。）を忘れずに記入してください。

受験番号	氏名	甲 野 太 郎									
	万の位	1	<input type="checkbox"/> 0	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8
千の位	0	<input checked="" type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 9
百の位	1	<input type="checkbox"/> 0	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 9
十の位	3	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input checked="" type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 9
一の位	7	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	<input checked="" type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 9

(3) 解答用紙への記入は、必ず B 又は HB の黒鉛筆を用いて、濃く書いてください。ボールペン、インキ、色鉛筆等を使った場合は無効になります。

(例)

問1	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
問2	<input type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
問3	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input checked="" type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
問4	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input checked="" type="checkbox"/> 4
問5	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input checked="" type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4

- (4) 解答用紙には、必要な文字、数字及び□を黒く塗り潰す以外は一切記入しないでください。
- (5) 解答は、右上の例のように、各問題に対し、正しいと思う選択肢の番号一つを選び、その下の枠内を黒く塗り潰してください。これ以外の記入法は無効になります。
- (6) 解答は、各問について一つだけです。
二つ以上を黒く塗り潰した場合は、無効になります。
- (7) 解答を訂正する場合には、間違えた箇所を消しゴムで、跡が残らないように、きれいに消してください。消した跡が残ったり、 や  のような訂正は無効になります。

5. 退室について

- (1) 試験開始後、1時間を経過するまでと試験終了前30分間は、退室が許されません。
- (2) 途中で退室する際は、試験問題、解答用紙及び受験票を全部係員に提出してください。そのとき各自の携行品を全部持って行き、解答用紙等を提出したら、そのまま静かに退室してください。退室後、再び試験場に入ることは許されません。

6. その他

- (1) 受験票は、机上の見やすいところに置いてください。
- (2) 受験中は、鉛筆（黒-B 又は HB）、消しゴム及び定規のみの使用に限ります。したがって、電卓等の計算機器類等の使用は一切できません。
- (3) 試験問題を写したり又は試験問題及び解答用紙を係員の許可なく持ち出してはいけません。
- (4) 試験問題の内容についての質問には応じられません。また、試験中は、受験者の間で話し合っ
てはいけません。
- (5) トイレなどのときは、手をあげて係員の指示を受けてください。なお、試験室内は禁煙です。
- (6) 受験に際し不正があった場合は、受験を停止されます。
- (7) この問題の表紙にも受験地、受験番号及び氏名を忘れずに記入してください。
- (8) 携帯電話の電源はお切りください。

※この試験問題の中で使用している主な法令、基準等の略称及び用語の定義については、各問題において特に記述している場合を除いて、以下のとおりとします。

- ・一般補償基準…公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）
- ・公共補償基準…公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）
- ・用対連基準……公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）
- ・用対連細則……公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定）
- ・共通仕様書……国土交通省の直轄事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれらに伴う損失補償に関連する業務の請負（委託）基準に定められている「用地調査等業務共通仕様書」

《事業損失概説》

問1 事業損失に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(令和2年12月23日国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)の別紙において、事業損失部門の業務内容は、事業損失に関する調査、費用負担の算定及び費用負担の説明業務とされている。
- 2 公共事業の施行中又は施行後における日陰、臭気、騒音、水質の汚濁等により生ずる損害等については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」(昭和37年6月29日閣議了解)において、損失補償として事前に賠償を行うものとされている。
- 3 公共事業の施行により生じた事業損失のうち、比較的発生頻度の高いと考えられている、日陰(住宅等の居住者等、農作物、太陽光発電設備に対する損害)、テレビジョン電波受信障害、水枯渇等、地盤変動、騒音等については、国土交通省等において事務処理要領等が定められている。
- 4 公共事業の施行により生じた事業損失について、被害の申し出のあった相手方と費用負担額について合意に至らない場合は、土地収用法に基づく収用手続きにより解決を図る方法しかない。

《事業損失補償の実務》

問2 事業損失の事務処理に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 事前調査に当たっては、家屋等の立地状況等の物理的条件について留意する必要があるが、住民の健康状態や職業特性については考慮しない。
- 2 事業損失について、計画等の変更が不可能な場合で、その損害等があらかじめ確実に予見されるときは、その損害等に対して事前に賠償することもある。
- 3 事前調査の必要性は、公共施設の構造等から判断し、また、他の地域の類似の条件での損害等の発生事例等を参考とする。
- 4 事業損失の発生を防ぐためには、事業計画に環境対策を織り込むことや、工事着工前に事前調査を実施しておくことが重要である。

問3 事業損失の因果関係の判定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 損害等が公共事業の施行に起因せず自然発生的に生じたものである場合には、他の原因と複合して発生したものではないか否かを確認して判定する。
- 2 損害等は、発生した場所の地域性、周辺環境等の物理的条件によって異なるため、過去の事業損失の類型ごとの因果関係の判定事例は参考とする必要はない。
- 3 因果関係の判定に際して、特に専門的知識が必要な騒音、振動、水枯渇、日照阻害等による損害等については、必要に応じ、大学の研究室等公共の各種試験場、その他コンサルタント等の専門家に依頼する。
- 4 因果関係の判定に際して、工事の実施日等は調査する必要はなく、損害等の発生の申出があった日を把握すれば足りる。

問4 事業損失の受忍限度の判断に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 水枯渇においては、既存施設による必要な水量の確保が不可能となり生活又は生業に支障をきたす場合は、受忍限度を超える損害等となる。
- 2 損害等の発生を防止するため最善の措置を講じていれば、侵害の程度が重大であっても、受忍限度を超えると判断されることはない。
- 3 損害等を受ける者が当該場所に住み始めた時期と事業の実施時期との先後関係は、受忍限度の判断に当たっての重要な要素となる。
- 4 生活環境に対する損害等のうち、日照阻害、水枯渇、地盤変動に伴う建物損傷、騒音、振動等については、受忍限度の判定基準が定型化されているものがある。

《事業損失に係わる判例の動向》

問5 不法行為に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 民法（明治29年法律第89号）第717条の損害賠償責任が生じるには、故意又は過失及び権利侵害（違法性）の存在が必要である。
- 2 公共事業の実施自体が違法でない場合も、騒音の程度が受忍限度を超えたときは、不法行為を構成するとする判例がある。
- 3 日照阻害による損害については、所有者の建築物の存在による消極的侵害であることから、悪意である場合、又は違反建築である場合を除いて、所有者に不法行為責任は生じない。
- 4 一般の不法行為論によれば、違法性及び過失の両要件は、原則として、被告に挙証責任があるとされている。

問6 不法行為等に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 民法第717条の工作物の設置又は保存の瑕疵が争われた判例の中には、施設の性格と被害の性格の結びつきに細かく触れずに瑕疵を判断しているものもあり、必ずしもすべての事例に共通する詳細な判断枠組が判例上形成されているとは言えない。
- 2 公有水面埋立工事に伴う漁獲高の減少について、「戦後の漁獲高の減少は一般的現象であるとともに定置漁業の目的魚は外洋性のものであるので工事による潮流の変化の影響とは認められない。」として、因果関係を否定した判例がある。
- 3 「新水路開設により河口からの塩水が遡上し地下水が塩水化したことは、砂利採取により河床が低下したためであり、河川の管理に瑕疵があったとはいえない。」として、損害賠償請求を否定した判例がある。
- 4 民法第717条の工作物の設置又は保存の瑕疵とは、工作物が通常備えるべき性質又は設備を欠いていることとされている。

問7 不法行為等に係る判例等に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 「広島市・火葬場設置に係る損害賠償請求事件」の広島地裁判決（昭和44年9月11日）では、付近の住民が臭気により蒙った生活利益の侵害の程度は明らかでないが、社会生活上一般に受忍すべき程度を越えたものとは認め難いと判示した。
- 2 「国道42号拡幅工事に伴う橋梁架換工事の係る損害賠償請求事件」の和歌山地裁判決（昭和51年11月24日）では、仮人道橋の設置、店舗前面での工事回避、店舗休業日における工事の集中的実施、交通整理員の配置等相当な措置をとっている場合には、不利益は受忍限度内にあるとして、請求が棄却された。
- 3 「都営地下鉄10号線建設工事に伴う営業損害等責任裁定申請事件」の公害等調整委員会裁定（昭和51年11月29日）では、地盤沈下に伴う寿司屋の営業損害と精神的被害について発注者の責任（民法第716条）を認めた。
- 4 「横浜・松喜屋建築工事地盤沈下損害賠償請求事件」の横浜地裁判決（昭和38年8月29日）では、発注者及び工事施行者の共同不法行為責任は認めず、発注者には何ら過失はないとして責任を否定した。

問8 不法行為等に係る判例に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 「上野・地下鉄工事に係る損害賠償請求事件」の東京民事地裁判決（昭和10年12月27日）では、大規模な工事による不法行為については、加害者が自己に故意過失のないことを証明しない限り、損害賠償責任を免れることができないと判示した。
- 2 「早川メッキ工場廃液損害賠償請求事件」の前橋地裁判決（昭和46年3月23日）では、河川汚濁など被害者個人が因果関係を立証するのは容易でない場合も、侵害行為と損害との間に因果関係の存在する相当程度の可能性があることを立証するだけでは足りず、原則どおり原告に因果関係の立証責任があると判示した。
- 3 「陸上自衛隊実弾射撃演習実施に伴う損害賠償請求事件」の東京高裁判決（昭和43年7月18日）では、細心の注意を払うべきであったにもかかわらず、採石作業に支障を及ぼす恐れはないと即断して実弾射撃演習を行い、その期間中採石業の休業を余儀なくさせた過失があると判示した。
- 4 「墨田川・都営地下鉄工事に係る損害賠償請求事件」の東京高裁判決（昭和44年4月28日）では、昼夜兼行の工事を続行したことは、社会的に有益な行為であるとしても、騒音の程度が社会生活上の受忍限度を超えるときは、不法行為を構成すると判示している。

《日陰による事業損失の実務》

問9 「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合せ」（昭和51年3月3日中央用地対策連絡協議会理事会申し合せ。以下「日陰の負担基準」という。）に関する次の記述のうち、妥当ではないものはどれか。

- 1 日陰の負担基準における費用負担の対象者は、当該公共施設の設置に係る工事の着手以前から住宅等に居住し、施設を設置し運営している場合に限られる。
- 2 日陰の負担基準で定める「日陰時間」とは、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで（北海道の区域内にあつては、午前9時から午後3時まで）の間において、居室の開口部の中央が日陰となる時間をいう。
- 3 日陰の負担基準は、公共施設の設置により生じる日照阻害について、一定の地域又は区域内の住宅等の居住者等を対象に、社会生活上受忍すべき範囲を超える損害等が生じた場合の当該損害等に対する費用負担の取扱いを定めたものである。
- 4 日陰の負担基準は、基本として住宅等の居室に関し、その居住者等について生じる損害等に着眼したものであるため、単に土地を所有している者や居住していない家主（アパート等の賃貸人）は、費用負担の対象から除かれ、仮に、家賃減収や資産減少等があったとしても、それらは費用負担の対象外である。

問10 日陰の負担基準の別表（以下「日陰時間別表」という。）に関する次の記述のうち、妥当なもの
のはどれか。

- 1 北海道以外の区域における第1種低層住居専用地域においては、日陰時間が2階で2時間を超える場合としている。
- 2 北海道の区域における第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域においては、日陰時間が2階で4時間を超える場合としている。
- 3 北海道以外の区域における準住居地域又は近隣商業地域等のうち、土地利用状況が第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域における土地利用の状況と類似している区域においては、日陰時間が2階で4時間を超える場合としている。
- 4 北海道以外の区域における第2種住居地域においては、日陰時間が2階で5時間を超える場合としている。

問11 日陰の負担基準で定める日陰時間に関する次の記述のうち、妥当ではないものはどれか。

- 1 日陰時間を算出するための日照時間（以下「計算対象時間」という。）の計算に当たって複数の壁面に開口部を有する居室の場合には、それぞれの開口部の中央の日照時間（重複する時間帯についてはひとつの開口部の日照時間）を合算した時間が計算対象時間となる。
- 2 計算対象時間を計算する際の居室の開口部の中央とは、開口部の図心とし、同一壁面に複数の開口部があるときは、開口部全体の図心とする。ただし、各開口部の面積が著しく異なる場合は大きい方の開口部の図心とする。
- 3 日陰時間は、日陰の延時間が日陰時間別表（は）欄の時間を超えれば受忍の限度を超えたと判断される。
- 4 日陰時間の対象となる住宅の居室は、生活の本拠として日照による効果を楽しむべき居室であるか、また、その実態を有しているかに着目して判断することから、併用店舗の店舗部分、併用作業所の作業所部分は、住宅の居室部分から除外して取り扱うこととされている。

問12 日陰の負担基準で定める日陰時間に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 日陰の負担基準における費用負担は、公共施設の設置後の総日陰時間（公共施設設置前の日陰時間と公共施設設置により生じた日陰時間の和）が、日陰時間別表（ろ）の階にある居室の開口部（採光に有効な窓、出入口その他これに準ずるものをいう。）で一定の時間を超えた場合に限り行うことができる。
- 2 日陰時間は、真太陽時の午前8時から午後4時まで（北海道の区域にあつては、午前9時から午後3時まで）の間のうちいずれの時間帯かを問わず、また、日陰が分割されても差し支えない。
- 3 日陰時間別表に定める受忍の限度に関する日陰時間は、真南に面する居室に係るものであり、居室の開口部が真南に面しない居室については、開口部の方位の実態に応じて日陰時間を補正する。
- 4 計算対象時間は、遮蔽物があるとした場合における居室開口部中央の冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時（北海道の区域にあつては午前9時から午後3時）までの間の日陰時間である。

問13 日陰の負担基準で定める費用負担額の算定に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 照明費の年間の費用負担の対象となる日数は、暖房費と異なり、年間を通して明るさが阻害されるため、当該住宅等の存する地域における年間の平均晴天日数とされている。また、居室の床面積は、暖房費と同じ扱いとする。
- 2 乾燥費の費用負担額は、1日の費用負担対象時間に比例して算定するのではなく、世帯員数（洗濯物の量）に応じて算定する。洗濯物の乾燥に当たっては一般的に、一部天日干し、一部機械乾燥とすることはしないからである。
- 3 暖房費の費用負担額は、費用負担の対象となる居室ごとに、①1日当たりの費用負担の対象となる時間、②年間の費用負担の対象となる日数、③費用負担の対象居室の床面積、④単位面積、単位時間当たりの暖房費を相乗して1年間当たりの暖房費を求め、費用負担の対象となる年数を考慮し、一括前払をすることから複利年金現価率を乗じて得た額とする。
- 4 暖房費の費用負担の対象となる年間の日数は、当該住宅の存する地域における正午の外気平均気温が摂氏10度以下になる期間のうち平均晴天日数とするとされている。

《テレビジョン電波受信障害による事業損失の実務》

問14 「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合せ」（昭和54年10月23日中央用地対策連絡協議会理事会申し合せ。以下「テレビ受信障害負担基準」という。）に定める受信品位に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 評価1は、受信不能で全く実用にならない状況をいう。
- 2 評価2は、受信はできるが、実用にならない状況をいう。
- 3 評価3は、多少の雑音・混信はあるが、実用可能である状況をいう。
- 4 評価4は、極めて良好に受信可能である状況をいう。

問15 テレビ受信障害負担基準に基づく費用負担の要件に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 電波障害の態様は複雑であるため、原則として、公共施設の設置と電波障害の因果関係が容易に判断できる直接遮蔽障害を対象とする。
- 2 費用負担の対象となる受信者は、公共施設の設置に係る工事の着手以前から、当該公共施設の設置により電波障害の生ずる地域において、自らの有するテレビジョン受信施設によって受信を行っていた者又は共同受信施設を有し、かつ、各戸に伝送していた者に限られ、工事完了後にテレビジョン電波の受信を開始した者は対象外とされている。
- 3 共同受信施設を有し、かつ、当該共同受信施設を通じてテレビジョン電波を各戸に伝送する者とは、賃貸マンション等のように、建物の所有者が共同アンテナを有し、テレビジョン電波を各戸の賃借人（借家人）に伝送している者をいう。
- 4 自ら有するテレビジョン受信施設によりテレビジョン電波の受信を行っている者とは、通常の家家庭で自らの有する個別アンテナ、又は分譲マンション等のように共有の共同アンテナを通して、テレビジョン受像機で良好な受信を行っていた者をいう。

問16 テレビ受信障害負担基準に定める共同受信施設を設置する場合の費用負担額の算定に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 維持管理費については、従前の受信施設が公共施設の設置により障害を受け、新たな受信施設により改善を図ることによって、従来、受信者が負担していた維持管理費に比べて増加する場合に、当該増加分について一定の期間（20年間）を限度として負担する。
- 2 維持管理費のうちの更改費については、共同受信施設が耐用年数の異なる器材（親アンテナ、幹線伝送線、増幅器等の電気設備にあつては10年程度、これらを維持する鉄塔等にあつては30年程度が見込まれている。）で構成されていることから、20年間の良好な電波受信を確保するため、共同受信施設の設置後10年目、20年目に必要となる部分的な器材（電気設備関係）の更改の費用を負担する。
- 3 設置費は、受信親アンテナ、幹線施設（送信伝送線・混合器・増幅器・分配器及び分岐器）、受信者の家屋軒先（共同受信施設を有する者にあつては、当該共同受信施設の幹線送信伝送線の先端部）までの引込線施設（引込線・保安器）、受信方法の変更により受信者の家屋内に新たに設置を要することとなる施設及びこれらを支持するための施設の器材費、並びに施設の設置に係る工事費の合計額とする。
- 4 保守費は、共同受信施設の良好な受信を確保するため施工業者や保守専門業者に年1～2回の定期点検を依頼するために必要な定期点検費（この場合の修理費は故障機器の取替機材費、技術者の工賃、出張費などが加算されたものとなる。）であり、故障、苦情等のクレーム処理等は含まない。

問17 テレビ受信障害負担基準に基づく電波障害の改善方法に関する次の記述のうち、妥当ではないものはどれか。

- 1 共同受信施設の設置による改善方法とは、電波障害の対象区域内又はその近くで良好な電波を受信できる場所に共同受信アンテナ（親アンテナ）を設置しそこで受信したテレビジョン電波を有線（同軸ケーブル方式）で伝送し、増幅器、分岐器、分配器、保安器等を用いて各戸のテレビ受信機に分配することによって通常のテレビ受信を可能とする方法である。
- 2 個別受信施設の設置による改善方法とは、電波障害の対象区域内又はその近くで良好な電波を受信できる場所に従前の個別受信アンテナを設置することに代えて、新たにアンテナを高くして性能の良好な個別受信アンテナを設置する方法である。この方法は、都市部で電波障害世帯が多数で広範囲に及ぶ場合の改善として技術的、経済的にも有効である。
- 3 受信施設の移設又は改良その他必要な措置による改善方法とは、従前の共同受信施設又は個別受信施設の受信アンテナの位置、高さ、方向等の調整、部品の改良、あるいは通常の受信施設の受信が可能な電波障害区域外の既存の共同受信施設に添架することによって改善を図る方法である。
- 4 共同受信施設の設置、個別受信施設の設置、受信施設の移設又は改良その他必要な措置以外の改善方法とは、既存の有線テレビジョン放送の利用等による方法である。

《水枯渇等による事業損失の実務》

問18 「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理について」（昭和59年9月19日中央用地対策連絡協議会理事会決定。以下「水枯渇等要領」という。）に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 公共事業に係る工事の施行により生じたと認められる水枯渇等により、用水使用者に損害等が生ずると認められる場合は、損害等の程度に関係なく、当該損害等をてん補するために必要な最小限度の費用を負担することができる。
- 2 水枯渇の費用負担の要件に係る「必要な水量」は、既存の揚水設備による取水可能水量、近隣における同一用途の用水使用量、水道等の使用実態調査等における同一用途の用水使用量のいずれかから推定した水量である。
- 3 水枯渇等が他の工事の施行に係るものと複合して起因していることが明らかな場合は、当該工事の施行者と損害等に係る費用の負担の割合等について協議することになる。
- 4 費用負担は、原則として、用水使用者から当該公共事業に係る工事の完了の日から1年を経過するまでに請求があった場合に行うが、損害等を受けた者の救済の観点から、例外規定が設けられている。

問19 水枯渇等要領に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 用水使用者から水枯渇等の発生の申出があった場合は、速やかに、水枯渇等の原因等の調査を行う必要がある。
- 2 水枯渇等の原因等の調査において、水枯渇等の回復の可能性についても調査する必要がある。
- 3 水枯渇等要領に列記されている水枯渇等の原因等の調査事項については、全て調査を行う必要がある。
- 4 水枯渇等要領に列記されている水枯渇等の原因等の調査事項の一つに、工事による湧水の発生時期及びその量がある。

問20 水枯渇等要領で定める応急措置に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 応急措置は、水枯渇等の発生が当該工事による影響と認められ、かつ、緊急に措置を講ずる必要があると認められる場合に行う。
- 2 応急措置の場合は、機能回復の方法による費用負担の場合に比べ、因果関係の判断が緩和されている。
- 3 応急措置の対象となる用水は、生活用水に限らない。
- 4 応急措置は工事施行者が必要性を判断したうえで行うものであり、用水使用者自らが応急措置を行った場合は費用負担の対象とはならない。

問21 水枯渇等要領で定める「機能回復の方法による費用の負担」に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 水維持管理費の費用負担の対象となる年数は、農業用水等の場合、おおむね10年を限度とするが、農業等の継続可能性等を考慮して、おおむね15年までを可能とする。
- 2 機能回復の方法には、既存の施設を改造する方法と、代替施設を新設する方法がある。
- 3 施設の改造費又は新設費には、当該施設の更改を必要とする場合の更改に係る費用を含むが、新設の場合には、従前の施設の更改に係る費用を控除するが、改造の場合には、従前の施設の更改に係る費用を控除しない。
- 4 施設の更改を必要とする場合の更改に係る費用の算定にあたっては、施設の耐用年数満了時期に応ずる前価計算による。

問22 水枯渇等要領で定める「機能回復以外の方法による費用の負担」に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 農業用水以外の用水の場合、用水を使用している施設の移転の例としては、既存の井戸とは別の位置での井戸の掘削、井戸に代わる水道の敷設等がある。
- 2 農業用水以外の用水については、費用負担の算定式を水枯渇等要領で定めていない。
- 3 農業用水の場合、負担額の算定は、作付転換前の平均純収益、作付転換後の平均純収益等を基にして行うが、平均純収益は、農業粗収入から農業経営費を差し引いて求める。
- 4 農業用水の場合、作付転換に伴い通常要する費用等の額は、作付転換後の農業経営費のうち、作付転換の初年度において平年の農業経営費と比較して増加が見込まれる労働費等の額及び不用となる農機具等の売却損である。

《建物等の損害等による事業損失の実務》

問23 地盤変動の発生原因等に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 洪積層のような軟弱地盤は、コンクリートといった材料と比べ力学的に非常に不安定な材料からなり、しかも不均一かつ不規則に分布している。そのため、起業者が工学的な事前対策を講じていても、予測を上回るような地盤変動が生じることがある。
- 2 工事に起因する地盤変動の一つとして、道路等での構造物の荷重により構造物下の地盤が沈下し、側方に変位（側方流動）が起き、構造物側方の地盤が隆起する地盤変動がある。
- 3 土は土粒子及び水により構成される不安定な組成物であり、これらが長い年月を経て自然環境に順応した状態でバランスを保っているところ、公共事業等の工事によりこの自然界のバランスが乱れ、新たな状態に順応しようとして変動する土の現象が地盤変動である。
- 4 一般的に、軟弱地盤においてビル等の重量建築物を建設する場合は、基盤岩や基底礫層まで支持部材を打ち込む必要がある。

問24 共通仕様書で定める地盤変動影響調査等に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 共通仕様書の事前調査とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他工作物、立竹木等に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立って行う建物等の配置及び現況の調査である。
- 2 調査の受注者は、損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討を行う前に、事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等を行い、損傷の発生等が公共事業に係る工事の施行によるものであるか否かを判断する必要がある。
- 3 水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選定・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、必要な資料を作成する。
- 4 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告し、監督職員の指示により、費用負担契約書等に当該権利者の署名押印を得なければならない。

問25 「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月25日中央用地対策連絡協議会理事会決定。以下「地盤変動要領」という。）で定める地盤変動の原因等の調査事項として、妥当でないものは次のうちどれか。

- 1 工事の工程と地盤変動による損害等の発生の時間的関連性
- 2 工事個所と地盤変動による損害等の発生地点との平面的及び立面的な位置関係
- 3 工事による湧水の発生時期及びその量
- 4 地盤変動の原因となるおそれのある他の工事等の影響の有無及びその程度

問26 地盤変動要領に定める応急措置に関する下記のアからエの記述のうち、妥当なもの組合せは次の1から4のうちどれか。

- ア 応急措置は、原因等の調査の結果を待つまでもなく、損害の発生状況から他に複合原因がなく当該工事の実施によるという蓋然性が高いときに、建物等の所有者又は使用者が日常生活を安全に維持し、被害を増大させないために行う暫定的な措置である。
- イ 応急措置は、社会生活上受忍すべき範囲を超える損害等が生じ、又は見込まれる場合において、当該損害等の発生が当該工事による影響と認められることが判明すれば、緊急性がなくても、合理的かつ妥当な範囲で行われる。
- ウ 応急措置に要する費用の負担は、建物等の所有者又は使用者が応急措置を講じた場合を除き、起業者が応急措置を講ずる工事の請負人に直接支払うことができる。
- エ 応急措置を講ずることによって従来の機能回復が図られた場合でも、恒久的な修復工事を行う必要がある。

- 1 ア、エ
- 2 イ、ウ
- 3 ア、ウ
- 4 イ、エ

問27 「地盤変動影響調査算定要領（案）」（平成26年3月12日中央用地対策連絡協議会理事会申し合せ。以下「地盤変動算定要領（案）」という。）別表「修復基準」に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 従前の損傷が拡大した外壁は、発生個所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替える。ただし、ちり切れにあっては、発生個所を充てんする。
- 2 従前の損傷が拡大したコンクリート叩は、コンクリート又はモルタルで充てんし、又は不陸整正する。ただし、損傷の拡大が著しい場合には、必要最小限の範囲で解体し、新たに打設することができる。
- 3 損傷が新たに発生した内壁は、経過年数が15年未満の建物で発生個所が納戸、押入れ等以外の居室等の場合は、当該居室等のすべての壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は張り替えることができる。
- 4 損傷が新たに発生した衛生器具は、器具の種類及び損傷の状況を考慮して必要な範囲で補修する。ただし、補修では回復が困難と認められる場合は、従前と同程度の器具を新設することができるものとする。

問28 地盤変動算定要領（案）で定める費用負担に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 建物の構造部を矯正する方法による場合の共通仮設費は、「直接工事費×共通仮設費率（5%）」の算式により算出する。
- 2 廃材運搬費は、原則として、直接廃材運搬費に別表「諸経費率」で定める率を乗じて求めた諸経費を加算して求め、廃材処分費を含んだ費用となっている。
- 3 建物の損傷個所を補修する方法による場合の共通仮設費は、原則として、計上しない。
- 4 諸経費は、原則として、純工事費に別表「諸経費率」で定める率を乗じて算出するが、純工事費が10百万円以下であれば、諸経費率は34.0%となる。

《残地及び隣接地工事費等の補償の実務》

問29 用対連細則の別記4「残地工事費補償実施要領」における盛土高及び切土高に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 従前は、道路の路面より30cm 高かった住宅敷地の残地が、事業施行後に、道路の路面より40cm 低くなる場合、補償の対象とする標準盛土は70cm である。
- 2 従前は、道路の路面より30cm 低かった店舗敷地の残地が、事業施行後に、道路の路面より70cm 高くなる場合、補償の対象とする標準切土は70cm である。
- 3 従前は、道路の路面より50cm 高かった店舗敷地の残地が、事業施行後に、道路の路面より1.5m高くなる場合、補償の対象とする標準切土は1.5mである。
- 4 標準とする盛土高の例外として、事業施行前の状態が道路面より0.5m以上高い敷地の残地の場合、道路の路面より0.5m高くなるまでの高さを限度とする。

問30 用対連細則の別記4「残地工事費補償実施要領」に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 通路等の設置の補償は、残地と道路面との高低差が小さいこと、残地で通路等の設置が可能な土地利用がされていること等、盛土又は切土工事をしなくても従前の土地利用に支障が生じないと認められる場合に行う。
- 2 盛土又は切土の工事費の補償は、残地に現に建物が存しており、通路等の設置では従前の用法による利用ができない場合に限られる。
- 3 盛土高及び切土高は、当該地域の地勢の状況、隣地との関係等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲で決定する。
- 4 事業施行後に道路の路面より残地が高くなる場合の切土高の標準は、店舗等敷地の場合は事業施行前の状況に復するまでの間の値である。

問31 用対連基準で定める隣接土地に関する工事費の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 隣接土地とは、事業用地の取得又は使用が行われる事業の用に供することにより、事業用地とされた画地以外の土地をいい、必ずしも事業用地に面していることを要しない。
- 2 補償を受けようとする者は、自ら起業者に対して、工事に必要とする費用を請求をしなければならない。請求の方法は、文書でも口頭でもよい。
- 3 隣接土地の建物の借家人が居住している場合は、借家人補償や動産移転料の補償を行う。
- 4 営業休止による損失については、隣接土地の所有者からその補償の請求があり、かつ、その額が仮営業所設置に要する損失の範囲内である場合には補償する。

問32 用対連基準で定める離職者補償に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 離職者補償は、土地等の権利者に雇用されている者に対して行われるが、明確な雇用契約がなくても客観的に雇用関係があることを証明できれば対象となる。
- 2 「再就職するまでの期間中所得を得ることができないと認められるとき」とは、従前の所得相当額を得られない場合を意味する。所得がある場合には、それを控除した額を補償することになるが、退職手当は所得に含まれる。
- 3 離職者補償は、離職する従業員本人又は雇用主いずれかの請求に基づき、直接従業員本人に支払う。
- 4 再就職に必要な期間は、通常1年であるが、従業員の年齢、雇用形態に応じ、最長3年の範囲内で定める。

《その他（騒音、農産物及び定型化されていない類型）の事業損失に関する補償の実務》

問33 「公共事業に係る工事の施行に起因する騒音により生ずる損害等に係る事務処理指針（案）」（平成16年6月23日中央用地対策連絡協議会理事会申し合せ。以下「騒音処理指針（案）」という。）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 損害等が生じる場合の費用負担の対象者は、工事騒音より健康又は生活に支障が生じやすいと認められる者に限定されている。
- 2 費用負担の対象者に該当しない者であっても、工事騒音に伴い健康又は生活上の支障が生じた場合は、別途個別に受忍の範囲を超えているかどうかの判断をすることにより費用負担の措置が行われることはあり得る。
- 3 費用負担の対象者としては、病弱者のほか、高齢者、妊産婦、乳幼児、夜勤者等が該当する。
- 4 対象とする工事騒音は、建設機械・プラントの稼働、一般作業、足場組立・解体作業、発破等の工事から発生するすべての騒音であるが、車両走行による騒音は除かれる。

問34 騒音処理指針（案）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 対象となる工事騒音は、当該工事の施工に当たって法令等に基づく必要な対策を実施してもなお一定期間以上継続して生ずるものであり、暗騒音値に5デシベルを加えた値以上の騒音値を示すものをいう。
- 2 対象となる工事騒音の発生期間は、工事の種別、作業方法、使用機材、発生時間帯、発生騒音の大きさ等から一律に定めることはできないため、これらのことを考慮して事業者が定める。
- 3 暗騒音とは、特定の音を対象として考える場合に、その場所に存在している対象の音以外の騒音をいい、工事騒音がない時の騒音値が暗騒音値である。
- 4 病弱者等に、健康上の支障が生じた場合と生活上の支障が生じた場合に区分して、これらに対する措置に必要な最大限度の費用が補償される。

問35 「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる農作物に対する損害等に係る事務処理指針(案)」(平成16年6月23日中央用地対策連絡協議会理事会申し合せ。以下「日陰指針(案)」という。)に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 費用負担の対象となる農作物は特定の作物に限定されており、食用、飼料用、工芸用、鑑賞用等の作物は含まれるが、育林用苗木、芝等は含まれない。
- 2 本指針は、公共事業の施行に係る公共施設の設置により生じた日陰により、農作物の育成を阻害し、農業生産者に減収等の社会生活上受忍すべき範囲を超える損害等が生ずる場合の費用負担等の取扱いについて、その事務処理の標準的な指針を定めたものである。
- 3 費用負担の対象者となる農業生産者は、当該農地において、工事の完了前から耕作し、農作物を生産している土地所有者及び地上権、永小作権又は賃借権等の権利を有する者とされている。
- 4 農地において、当該公共施設の設置後の日陰時間が設置前の日陰時間に比して増加し、当該農地に栽培されている農作物の単位面積当たり収穫高が従前の収穫高に比し減少することにより農業生産者に受忍限度を超える損害等が生ずると認められる場合においては、当該損害等をてん補するための必要な最小限度の費用を負担することができる。

問36 日陰指針(案)に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 費用負担の期間は、農業用水の枯渇等による作付転換に伴う純収益の減少分に対応する負担期間と同じ取り扱いとすることとし、おおむね20年を限度とし、市街化区域内農地と宅地見込地の場合は、おおむね10年を限度とする。
- 2 農地において、当該公共施設の設置後の日陰時間が設置前の日陰時間に比して増加し、当該農地に栽培されている農作物の単位面積当たり収穫高が従前の収穫高に比し減少することにより農業生産者に受忍限度を超える損害等が生ずると認められる場合には、当該損害等をてん補するために必要な最小限度の費用を負担することができる。
- 3 公共施設の高さ、方位により日陰が生ずる時期、生じない時期があるため、日陰発生時期に栽培されている農作物が費用負担の対象となる。
- 4 当該地域において、日陰時間と農作物の収穫高の減少との関係について農業試験場等による調査結果等の知見があり、日陰時間の増加により農作物の収穫高が減少し、農業生産者に受忍限度を超える損害等が生ずると認められる場合には、当該損害等の発生前においても、減収見込み額を負担することができる。

《公害関係法及び環境アセスメント概説》

問37 環境影響評価法（平成9年法律第81号）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 環境影響評価とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、これらの過程において、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することである。
- 2 環境影響評価の対象事業には第一種事業と第二種事業があり、第一種事業は必ず環境影響評価を行う必要があり、第二種事業は環境影響評価を行うかどうかを個別に判定する事業である。
- 3 第二種事業については、当該事業の許認可等を行う行政機関が、都道府県知事に意見を聞いて、事業内容、地域特性に応じ、環境影響評価の要否を個別に判定する。
- 4 事業者は、環境影響評価の項目及び調査等の手法について環境影響評価方法書を作成して、環境省の地方事務所長及び都道府県知事の意見を聞き、具体的な環境影響評価の方法を決める。

問38 環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）別表第一で定める事業に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 高速自動車国道の新設は、すべてが第一種事業である。
- 2 新幹線鉄道の建設は、すべてが第一種事業である。
- 3 滑走路長が2,000m以上2,500m未満の飛行場の設置は、第二種事業である。
- 4 処分場面積が30ha以上の廃棄物最終処分場の設置は、第一種事業である。

《公共補償における公共施設等の損傷等に対する費用の負担》

問39 公共補償基準で定める公共施設等の損傷等に対する費用の負担に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 公共事業に係る調査、測量時に起業地外の公共施設等を損傷した場合、公共補償基準による費用負担の対象となる場合がある。
- 2 道路工事の施行により、隣接公共施設等の敷地と道路に高低差が生じた場合の盛土又は切土は、費用負担の対象となる。
- 3 公共補償基準は、一般補償基準と異なり事業損失を損害賠償として捉えているものではないので、受忍の限度の判断に当たって、過去における損害賠償又はニューサンス（侵害行為、妨害行為等）に関する判例は参考とならない。
- 4 公共施設等を建設するために必要な費用の負担は、建設に当たり必要となる土地代を含む。

問40 公共補償基準に定める公共施設等の損傷等に対する費用の負担に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 完成した施設に起因する起業地外の公共施設等の損傷等に対する費用負担（公共補償基準第19条）は、当該施設の工事施工中に行うことができる。
- 2 公共補償基準第19条は、起業地外の公共施設等の管理者等が、当該公共施設等の機能を代替する仮施設の建設又は当該機能を維持するための補修、模様替え等を行うのに必要な最小限度の費用を負担することができる旨を規定している。
- 3 公共事業に係る工事の施行により、起業地外の公共施設等の損傷又は機能の著しい低下で、社会通念上受忍の範囲をこえるものが生じる場合（公共補償基準第17条）とは、学校等比較的静穏な環境を必要とする施設が騒音、振動等により正常な活動が著しく妨げられる場合等である。
- 4 公共補償基準第19条は、起業地外の公共施設等の管理者等による代替施設の建設等について、必要な最小限度の費用を負担することができるとしているが、最小限度の費用とは、技術的・社会的に最小限度の施設の建設に要する費用のことである。